

条例のポイント

「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」の主な改正内容

・「周辺住民等」の定義を拡大

これまでの「敷地からの距離がおおむね 10mの範囲の土地の所有者や居住者」としていたものを、「敷地からの距離が 20m以内の範囲の土地の所有者や居住者、建物の管理者等」に変更する。

・営業者の遵守事項を厳格化

事故の発生や施設に起因する生活環境の悪化を認識することができるよう、営業時間中に営業従事者を常駐させることとする。

・施設の構造設備の基準を強化

また、営業従事者が常駐するための設備を設ける、もしくは、規則で定める場所に管理事務所を設けることとする。

「墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例」の主な制定内容

・目的

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に基づき、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、当該事業に基づく生活環境の悪化を防止し、住宅宿泊事業者と地域住民との相互理解の促進を図ることで安全で安心な地域づくりに資することを目的とする。

・各主体の責務

（区の責務）

- ア 住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する施策の策定、実施及び周知
- イ 警察署、消防署その他の関係機関との連携
- ウ 住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理事業者に対する必要な指導
- エ 区民と住宅宿泊事業者又は宿泊者との交流機会の促進

（事業者の責務）

- ア 周辺の生活環境への悪影響の防止する説明内容に關し、宿泊者が容易に確認できるようにすること。また外国人観光客向けには、外国語を用いたものにすること。
- イ 事業の実施に伴って生じた廃棄物の処理について、区の条例その他の関係法令を遵守すること。
- ウ 届出住宅施設の構造設備等について、関係法令を遵守した適切な維持管理に努めること。
- エ 地域振興、観光振興、火災予防、防災対策、防犯対策、国際交流等の区が実施する施策や行事等に協力するように努めること。

（宿泊者の責務）

- 届出住宅の利用にあたっては、周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼさないように努めること。

・事業の実施制限

新規施設に関しては、区内全域において、届出住宅内その他の規則で定める場所に住宅宿泊管理業務を行う者が常駐する場合を除き、日曜日の正午から金曜日の正午までの間は、住宅宿泊事業を実施することはできない。

・適正な運営に関する遵守事項

- ア 当該事業を営もうとする者は、届出をする前日までに周辺住民等に対して説明会の開催等により、必要な事項について説明しなければならない。また、説明後はその内容等を区長に報告しなければならない。
- イ 住宅宿泊事業者は、当該届出住宅の門扉や玄関等の周辺住民等が容易に認識できる位置に区が交付する標識を掲示しなければならない。
- ウ 住宅宿泊事業者は、周辺住民等からの苦情及び問い合わせについて対応するため、規則で定める体制を確保しなければならない。

・違反者の公表

区長は、住宅宿泊事業者が改善命令等に従わなかったとき、停止命令や廃止命令を受けたとき、又は事業の実施制限の規定に違反したときには、事業者名等を公表することができる。